

地方税統一QRコードの活用に係る検討会 地方税以外の公金の納付書への対応

令和7年1月

地方税以外の公金のeL-QR付き納付書の読取りテストについて

○ 地方税以外の公金の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なることから、以下のとおり、追加税目対応時(3ページ参照)に準じて、地方税以外の公金の納付書の読取りテスト(下図の①)を実施するものとする。

【地方団体に対応をお願いしたい事項】

(1) 各地方団体において、4ページの手順を参考に、指定金融機関(少なくとも1金融機関)と調整の上、当該金融機関に対し、地方税以外の公金に係るeL-QR付きの納付書を送付いただきたい。

※ 地方税以外の公金の納付書は、各地方団体内でも帳票の様式や作成担当部署が様々であることから、読取りテストの実施に際しては、テスト先金融機関側に混乱が生じないよう地方団体内で実施時期等を取りまとめのうえ、調整いただくなどご留意いただきたい。

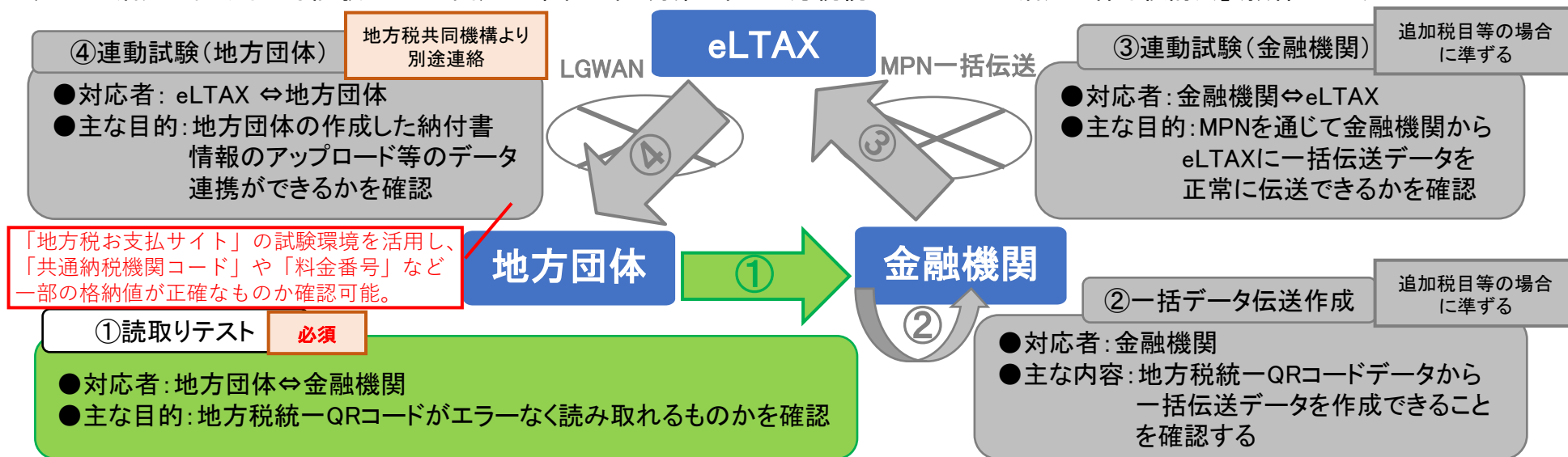
(2) eL-QRの格納値の設定が適切かどうかについては、(1)(3)の読取りテストでは確認できない場合もあるため、過去の生成エラー事案を参考にしつつ、基幹ベンダーとも調整し、各地方団体において確認の徹底をお願いしたい。

※ 併せて、納付書の発出前に下図の④のうち「地方税お支払サイト」の試験環境によるテストを活用することも有効。

【金融機関に対応をお願いしたい事項】

(3) 地方団体より、読取りテストに係る納付書の送付があった場合には、4ページの手順を参考に、eL-QRをエラーなく読み取れるか確認の上、当該地方団体に結果を回答いただきたい。

〈eL-QR活用における主な試験イメージ図〉 ※令和5年8月第11回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」(抜粋・加工)



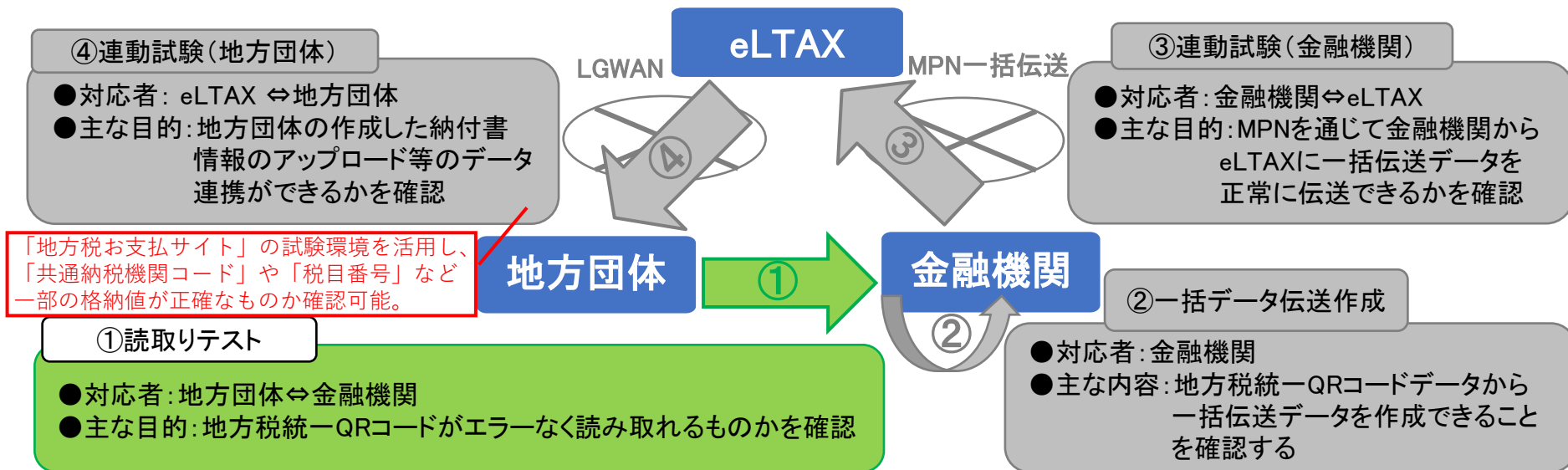
【追加税目の納付書の金融機関との読取りテスト】

- 追加税目の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なる場合などにおいては、原則、指定金融機関と調整し、読取りテストを実施することを基本とする。なお、既にテスト済みの税目であっても、システム更改等により、版下や生成条件に大きく変更がある場合などにおいては、品質担保のために読取りテストを実施することが望ましい。
- 券面上の印字品質(印字位置や濃度等)の確認だけでなく、CD等の格納項目の値が適切かどうかという確認も重要であるため、本番環境(※)に近い条件で生成した納付書を用いてテストすることで、設定誤りによる読取りエラーの発生を未然に防いでいただきたい。
※ テスト先金融機関と調整した上で、設定値がダミー値(ALL9等)のものを自庁印刷等で数枚生成するのではなく、定期賦課と同様に納付書ごとに格納値に差異があるものを一定数まとめて生成する環境を想定。

【毎年度の納付書におけるeL-QR格納値の確認】

- 下記図①～④の各試験はeL-QR活用の導入当初に実施するもの(上記の通り、①読取りテストは追加税目対応時等も実施する想定)だが、毎年度の納付書発布前におけるeL-QR格納値のチェック作業として、④のうち「地方税お支払サイト」の試験環境によるテストを活用することも有効と考える。
※ ただし、「地方税お支払サイト」の試験環境だけですべての格納値の正誤を確認できるものではないので、基幹ベンダーとも調整の上、格納値は適切に設定・確認を徹底することにご留意いただきたい。

〈eL-QR活用における主な試験イメージ図〉 ※令和4年8月第6回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」(抜粋・加工)



- 読み取りテストは、準備が整った地方団体・金融機関間で個別に協議を行い実施するものであるが、制度の安定的な開始の観点から、地方税統一QRコードがエラーなく読み取れることを確認するために最低限必要と考えられるテストの手順や確認の観点について、一例を示す。

【参考例①】

1. 地方団体からテスト希望先の金融機関に読み取りテストの実施を依頼・相談。
 2. 金融機関は必要枚数、送付先等を提示、地方団体は納付書の種類を提示の上、時期等を調整し、地方団体から金融機関へ必要枚数分の納付書を送付。なお、地方団体側において、読取テスト用の地方税統一QRコードのデータについて、以下のようにすることが望ましいと考える。
 - ・ データ項目については極力、実際のものと同様の値を設定する。ただし、難しい場合はダミー値を設定する。
 - ・ CD(チェックディジット:83桁中)及びCRC(JPQR)もMPN・JPQRの仕様に則り実際に計算したものを設定する。
 3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読み取れるか確認する。
 4. 金融機関は、地方団体に受領した納付書に印字されたQRコードの読取り可否結果を報告する。
 5. 地方団体は金融機関から読み取り可否結果を受領・確認する。
- 上記は、制度の安定的な開始の観点から最低限必要な確認と考えられるものの一例であることから、手順や確認項目の追加を、各地方団体と金融機関の間で調整することは妨げない。以下、追加の確認項目として考えられる内容の一例を示す。

【参考例②(システム上金融機関が対応可能な場合)】

1. ~2. 同上
 3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読取可能か確認するとともに、抽出されたデータ項目の情報(83桁情報)や、CD(チェックディジット:83桁中)およびCRC(JPQR)がMPN・JPQRの仕様に則り正しく計算できているか確認する。
 4. 金融機関は、地方団体に抽出結果やCDの計算結果等を報告する。
 5. 地方団体は金融機関から抽出結果の提供を受け、生成時のデータと突合し、その結果(成否)を金融機関に伝達する。
- ※ 生成時のデータは納付書送付時等に合わせて提供しておき、金融機関から突合結果報告してもらう流れとするとも考えられる。

【参考】税目・料金ごとのeL-QR付納付書への対応について(考え方)

○ 税目・料金ごとのeL-QR付納付書への対応に関する考え方については、以下のとおりとなる。

項目	地方税		地方税以外の公金		
	固定資産税・ 都市計画税・ 自動車税種別割・ 軽自動車税種別割	左記以外の税目		全国的に共通の取扱いとして eL-QR を 活用した納付を可能とする公金 (※5)	左記以外の公金 (※6)
		確定税額通知分	申告税目 個人住民税特別徴収 (※1)		
eL-QR 対応納付 書作成の要否	令和5年度から必要 (全地方団体において対応) (※2) (※3)	令和6年度以後の課税分 から原則必要(全地方団体 において対応) (※4)	システム改修規模等を踏 まえ、各地方団体が判断 (※3)	eL-QR を活用した地方税以外の公金収 納の開始時期(※7)にあわせ、令和8 年9月以降に作成する納付書について 必要(全地方団体において対応) なお、標準化対象事務に係る公金である 国民健康保険料、介護保険料及び後 期高齢者医療保険料については、今後、 標準仕様書の改定が行われる予定であり、 これに基づき対応	各地方団体が判断 (※8)

- ※1 個人住民税の特別徴収分や申告税目については、確定税額を扱えないため、既存の共通納税システムによる納税を推進する。ただし、督促分など税額が確定しているものについては、確定税額通知分の取り扱いとなる。
- ※2 比較的件数の少ない当初課税分以外の納付書(随時課税分納付書・再発行納付書・督促状添付納付書・口座振替不能添付納付書・延滞金調定納付書・分割納付用納付書等)の自庁印刷分については、システム標準化も踏まえ、令和7年度中を目途に全地方団体で対応。
- ※3 複数の税目をまとめて扱う納付書の一部に当該税目のいずれかが含まれる場合に対応が必要となる範囲は同一とする。
- ※4 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会)において、令和5年度から必須としている4税に加えて、その他の地方税の確定税額通知分納付書についても、令和6年度から原則 eL-QR を印刷することとされている。
- ※5 該当する公金の具体的な範囲については、本ガイドライン2頁「A:全国的に共通の取扱いとして、どの地方団体においても eL-QR を活用した納付を可能とするもの」を参照。
- ※6 該当する公金の具体的な範囲については、本ガイドライン2頁「B:地方団体の判断により eL-QR を活用した納付を可能とするもの」を参照。
- ※7 eLTAX の次期更改の予定時期である令和8年9月以降に eL-QR を活用した公金収納を開始することを予定している。なお、「地方公共団体の公金収納のデジタル化に関する Q&A」の更新について(令和6年10月9日付総務省事務連絡)において、基幹システム等の改修時期が迫っているなどの合理的な事由がある場合には、団体の実情に合わせて適切に対応することとされている。
- ※8 規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)において、「全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。」とされていることに留意。

【参考】eL-QR印刷イメージ(MPN標準帳票の例)

77 四角県 払込取扱票
① eL
公 通常払込料金 加入者負担

加入者名	〇〇県出納長	口座番号	00000-0-00000	合計金額	30500 円
収納機関番号	12345	納付番号	12345678901234567890	確認番号	123456
納付区分			123		
会計年度	令和5年度		納期日	令和5年5月31日	
主税種名	四角県 自動車税事務所				

振替払込請求書兼受領証(金融機関控)
公 通常払込料金 加入者負担

加入者名	四角県出納長		
口座番号	00000-0-00000		
納付番号	12345678901234567890		
確認番号	123456	納付区分	123
税 額	30500 円		
延滞金	円		
合計金額	④	30500 円	
納 期 限	令和5年5月31日		
納税者氏名	eL番号: 12345-1234567890 1234567890-123456-123		
ベイジー 太郎 様			
主管者名	領収日付印		
四角県 自動車税事務所 電話 XX-XXXX-XXXX			

34
00

00

取引用 (00)000000-00000000000000000000000000000000 000000-0-000000-0 <small>(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。</small>	領収日付印 []	③ eL-QR ② 見本
--	--------------	---------------------

住所氏名
まるち市 〇〇〇-〇〇
ベイジー 太郎 様

領収日付印
[]

振付 自動車税
収納代行会社 (株) 〇×△◇

① eLマーク(えるまーく): 共通納税システムに対応する納付書であることを、利用者や金融機関窓口職員が確認するためのマークとして、地方税共同機構が制定したマーク。

② 地方税統一QRコード(二次元コード): 納付情報等を格納したもの。

③ eL-QR(文言)(えるきゅーあー): 印字したQRコードが、地方税統一QRコードであることを明示的に示すための文言。

④ eL番号(えるばんごう): 地方団体が発付する納付書を一意に特定するための情報で、地方税統一QRコードに格納される情報の一部を記載するもの。

※ 標準化対象事務に係るシステムについては、今後各標準仕様書において規定される帳票レイアウトに注視いただきたい。

領収証書

領収者氏名 ベイジー 太郎 様
 eL番号: 12345-1234567890
 1234567890-123456-123
 登録番号 〇〇300あ0008
 登録年月日 令和5年4月1日
 納期限 令和5年5月31日
 合計金額 30500
上記金額を領収しました。
 発付年月日 令和5年5月2日
 自動車税事務所長 印

切り取らないで窓口にお出しください。A4サイズではお取扱いできません。

【参考】帳票印字項目の印字仕様及びeL-QRコードの生成条件

(1) 帳票印字項目の印字仕様の概要

項番	項目	印字要否	記載箇所	刷色	フォント	サイズ
①	eLマーク	必須 ※	済通片のタイトル部分	任意	付属データを使用	任意
②	eL-QR (二次元コード)	必須	済通片の表面(※1)	黒	—	1辺13.8mm~ 15.6mm程度
③	eL-QR (文言)	必須 ※	QRコードの周囲	任意	任意	任意
④	eL番号	必須	済通片の表面(※2)	任意	任意	任意

- 地方税の納付書について「eLマーク」及び「eL-QR(文言)」の印字が未対応の団体は、税務システム標準仕様書において実装必須項目とされていることから、遅くともシステム標準化対応までに、帳票発注やシステム改修等に合わせて対応が必要であることにご留意いただきたい。

※1 カク公帳票やMPN標準帳票等の一部の納付書については、記載場所が指定されている。

※2 MPN標準帳票及びMPN標準帳票準拠帳票については、「納付番号」等の欄に印字する。

(2) 納付書に印字するeL-QRコードの生成条件

項番	項目	数値	条件
1	バージョン	6	固定(※1)
2	誤り訂正レベル	M	固定
3	プリンタ解像度 (dpi)	300dpi以上	各地方団体において設定
4	セルサイズ	0.28mm以上 (0.32mm以上推奨)	印刷スペースを踏まえ、 可能な限り大きく設定
5	1セルあたりのドット数	4ドット以上	dpiに合わせて最適数を設定

※1 生成ソフトの能力で、別バージョンとなることは許容する。